

尾張旭市学校給食センター調理業務等委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市学校給食センター調理業務等委託を実施するにあたり、本市が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「尾張旭市学校給食センター調理業務等委託」（以下「本業務」という。）について、市と契約を締結する意志のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 委託業務名

尾張旭市学校給食センター調理業務等委託

(2) 業務内容

別添「要求水準書」のとおり

(3) 委託期間

令和5年8月1日から令和10年7月31日まで

委託業務契約締結日から令和5年7月31日までは業務準備期間とする。

4 見積限度額（上限）

676,967,500円

（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%で計算）

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。

5 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 令和4・5年度尾張旭市入札参加資格者名簿の、業務03.「役務の提供等」－営業種目05.「給食」－取扱内容02.「学校給食（調理員派遣）」に記載されていること。

(2) 法人格を有し、円滑に学校給食を提供できる経営規模を有し、その経営状況が安定的かつ良好であること。

(3) 小学校若しくは中学校を対象とした学校給食の受託実績を過去3年以内に有していること。又は「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月厚生労働省改

- 正)に基づき、「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理業務の実績を過去3年以上有していること。
- (4) 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
 - (5) 学校給食調理等業務において、他の地方公共団体から業務停止命令を受け、その日から5年を経過していない者でないこと。
 - (6) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過していない者でないこと。
 - (7) 学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、衛生管理基準等の衛生管理について十分対応できること。また、アレルギー対応給食の提供について、理解していること。
 - (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (9) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者でないこと。
 - (11) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
 - (12) 納税義務者にあつては、国税及び地方税の未納がないこと。
 - (13) 給食センターにおいて、食品衛生法第55条に基づく営業許可を受けること。

6 選定日程

内 容	日 程
公募開始(市ホームページ掲載)	4月3日(月)
参加者募集期間	4月3日(月)～4月24日(月)
質問受付期間	4月3日(月)～4月11日(火)
質問回答期日	4月14日(金)まで
参加表明書提出期限	4月18日(火)
企画提案書等提出期限	4月24日(月)
第1次審査の実施	4月下旬～5月上旬
第1次審査の結果通知	5月中旬
第2次審査の実施	6月上旬
選定結果通知	6月中旬
契約に関する協議	別途通知
契約締結	6月下旬

業務開始準備期間	契約締結後から7月31日まで
業務開始	8月1日（火）

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 事業者の概要（様式3）
- (4) 調理業務の受託実績（様式4）
- (5) 従事者配置計画（様式5）
- (6) 業務実施体制（様式6）
- (7) 安全衛生管理体制（様式7）
- (8) 食育推進への提案（様式8）
- (9) アレルギー対応給食への対応（様式9）
- (10) その他提案事項（様式10）
- (11) 見積書（様式11）
- (12) 質問書（様式12）
- (13) 辞退届（様式13）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式12）に記入し、学校給食センターに、令和5年4月11日（火）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限以降に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記名として取りまとめ、令和5年4月14日（金）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出先

尾張旭市学校給食センター

(3) 提出方法

持参、郵送又はメール

(4) 提出期限

令和5年4月18日（火）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

10 企画提案等

企画提案については、企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	提出部数等
企画提案書（様式2）	原本1部（クリップ留め） 写し12部（ホチキス留め）
事業者の概要（様式3）	
調理業務の受託実績（様式4）	
従事者配置計画（様式5）	
業務実施体制（様式6）	
安全衛生管理体制（様式7）	
食育推進への提案（様式8）	
アレルギー対応給食への対応（様式9）	
その他提案事項（様式10）	
見積書（様式11）※要押印	
次の各社会的価値の実現に資する取組等 を行っている場合は、それを証する書類 ① 女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー又は、えるぼし等） ② ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等） ③ 環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ） ④ 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録） ⑤ 個人情報の適切な取り扱いに関する取組（プライバシーマーク等）	写し13部

(2) 提出書類に関する留意事項

ア 事業者の概要（様式3）

以下の書類を添付すること。

（ア）法人登記事項証明書

（イ）過去3か年の法人税、消費税、地方消費税、法人市町村民税の納税証明書

（ウ）過去3か年の賃借対照表及び損益計算書

（エ）過去3か年の人員表

（オ）賠償責任保険の保険証の写し

イ 調理業務の受託実績（様式4）

（ア）過去3か年の主要実績業務について記入すること。

（イ）A表～F表の業務内容欄には、業務の概要、受注額、受託期間等について可能な限り詳細に記入すること。

（ウ）E表、F表には、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設での実績を記入すること。

ウ 見積書（様式11）

（ア）見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税抜）を記載すること。

（イ）各年度の詳細な積算内訳書「項目：社員職種ごとの人件費（賃金単価等を明示）、被服費、保健衛生費、管理費等」を添付すること。

(3) 提出場所

尾張旭市学校給食センター

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和5年4月24日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限以降に提出された書類は、一切受け付けない。

11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式13）を担当窓口へ直接持参又は郵送すること。なお市は、辞退したことをもっていかなる不利益な扱いもしない。

12 プロポーザル審査の方法

(1) 選定審査会による審査

委託業者は、「尾張旭市学校給食センター調理業務等委託業者選定審査会（以下「審査会」という。）」の審査を経て選定する。

(2) 第1次審査

第1次審査は、書類審査とし、「10 企画提案等」により提出された書類について、別添の委託業者選定基準に基づき採点し、得点の高い上位5者程度を選定する。ただし、参加者が5者に満たない場合又は同得点が5者を超えて存在する場合は、この限りではない。

なお、第1次審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

(3) 第2次審査

第2次審査は、第1次審査で選定された業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、別添の審査基準表に基づき採点する。審査会は提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、受託候補者を選定する。

(4) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知する。

13 契約の締結

受託候補者として決定した者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。

なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行うものとする。

14 その他

- (1) 提案者は1つの提案書しか提出することができない。
- (2) 提案書の作成に要した経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書類については、参加要件の確認以外には使用しない。
- (5) 本企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (6) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (7) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提出された提案書類等は尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条第2号に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提案書に記載された内容は、特に断りが無い限り、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (10) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止する。
- (11) 本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。
- (12) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。

(13) 提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

15 提出先及び問い合わせ先

尾張旭市学校給食センター（担当 森永）

〒488-0852

尾張旭市旭前町新田洞5005-6

電話 0561-53-2971（直通）

FAX 0561-53-8751

e-mail kyusyoku@city.owariasahi.lg.jp